

虐待防止のための指針

1 施設における虐待防止に関する基本的考え方

○当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する事を目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話人の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織体制

○当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会（以下委員会）」を組成します。なお、本委員会の統括責任者と虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）は各事業所の所長とします。

○委員会は、必要な都度担当者が招集します。

○委員会の開催にあたっては、他の会議と一体的に行うことや法人内別事業と連携して開催する事があります。

○委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ①虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ②虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④職員が虐待等を把握した場合に区市町村への通報が迅速に行われるための方法に関する事
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。
- 具体的には次のプログラムにより実施します。
 - ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・発生した場合の改善策
- 実施は、年2回以上行います。また新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。(OJT進行表の項目に追加する)
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し電磁的記録等により保存します。

4 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法

- 虐待等が発生した場合には、速やかに区市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
- また、緊急性が高い事案の場合には、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当である所長に報告します。虐待者が施設長本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 所長は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が所長だった場合は他の上席者が代行します。また、必要に応じて関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、区市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

- 施設内で虐待発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて区市町村に報告します。
- 必要に応じ、関係機関に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援

- 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- 虐待等の苦情相談について、相談を受け付けた者は、その内容を苦情解決責任者である所長に報告します。所長が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に報告します。
- 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧

- 利用者は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待の防止の推進

- 「3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」で定める研修会のほか、各地区の社会福祉協議会、老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(附則)

この指針は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。